

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格の<u>消費税額及び地方消費税額</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)が引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額に当該金額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>に相当する額を加えた金額をいう。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第63条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第67条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>に相当する金額)、控除すべき第64条第1項で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)並びに売買仕切金の金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格に当該価格の<u>100分の8</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)が引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第63条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第67条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額)、控除すべき第64条第1項で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)並びに売買仕切金の金額を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前								
<p>(委託手数料の率)</p> <p>第64条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料（卸売金額（第60条第3項に規定する卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額をいう。以下同じ。）に料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第66条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第76条 市場の使用料は、別表第4の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(委託手数料の率)</p> <p>第64条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第66条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該額の100分の8に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第76条 市場の使用料は、別表第4の金額の範囲内で規則で定める。</p> <p>2～6 (略)</p>								
<p>別表第4（第76条関係）</p>	<p>別表第4（第76条関係）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 1070 517 1129">種別</th> <th data-bbox="524 1070 1108 1129">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 1134 517 1404">卸売業者市場使用料</td> <td data-bbox="524 1134 1108 1404"> 卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき </td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 1070 1543 1129">種別</th> <th data-bbox="1550 1070 2128 1129">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 1134 1543 1404">卸売業者市場使用料</td> <td data-bbox="1550 1134 2128 1404"> 卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき </td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき
種別	金額								
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき								
種別	金額								
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の4に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき								

改正後		改正前	
	<p>月額 820円</p> <p>(2) その他の卸売場</p> <p>1 平方メートルにつき</p> <p>月額 150円 (花き部にあっては、200円)</p>		<p>月額 820円</p> <p>(2) その他の卸売場</p> <p>1 平方メートルにつき</p> <p>月額 150円 (花き部にあっては、200円)</p>
(略)		(略)	
仲卸業者市場使用料	<p>仲卸業者が第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき</p> <p>月額 880円 (花き部にあっては、1,150円)</p>	仲卸業者市場使用料	<p>仲卸業者が第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき</p> <p>月額 880円 (花き部にあっては、1,150円)</p>
(略)		(略)	
		<p>備考</p> <p>卸売金額又は販売金額に応じて徴収する使用料以外の使用料については、この表により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。</p>	